

用語定義

| NO. | 用語          | 定義  |
|-----|-------------|---|
| 1   | I R         | 統合型リゾートをいう。   |
| 2   | I R関係法令等    | I R整備法、国の定める関係政省令、基本方針及び各種ガイドライン並びにカジノ管理委員会が定めるカジノ管理委員会規則等をいう。  |
| 3   | I R区域       | I R整備法第2条第2項に規定する特定複合観光施設区域をいう。   |
| 4   | I R区域拡張予定地  | 将来的に、I R区域として拡張整備するための予定地（敷地D）をいう。但し、警察署及び消防署等用地（1万㎡程度）並びにこれらの整備に伴う通路整備部分は除く。                           |
| 5   | I R事業者      | I R整備法第5条第2項第3号に規定する設置運営事業等を行おうとする民間事業者（コンソーシアム構成員を含む。）、I R事業者がまだ設立されていないときは発起人その他のI R事業者を設立しようとする者をいう。 |
| 6   | I R施設       | I R整備法第2条第1項に規定する特定複合観光施設をいう。   |
| 7   | I R施設等      | I R施設及び附帯事業の用に供する施設を総称していう。   |
| 8   | I R整備法      | 特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）をいう。  |
| 9   | M I C E施設   | I R整備法第2条第1項第1号に定める「国際会議場施設」及び同項第2号に定める「展示等施設」を総称していう。  |
| 10  | 駅前広場        | 新駅の駅前に、大阪市及び鉄道事業者が整備する駅施設及び連絡通路とI R区域をつなぐものとして、設置運営事業者が整備する広場空間をいう。                                     |
| 11  | 大阪I R       | 大阪・関西が有するポテンシャルと民間の創意工夫を最大限活かしつつ、大阪・夢洲において大阪・関西の持続的な経済成長のエンジンとなる世界最高水準の成長型I Rである大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域をいう。   |
| 12  | 大阪観光局       | 公益財団法人大阪観光局をいう。   |
| 13  | 大阪産業局       | 公益財団法人大阪産業局をいう。   |
| 14  | 大阪府・市       | 大阪府及び大阪市を総称していう。  |
| 15  | 大阪府・市アドバイザー | 大阪・夢洲におけるI R区域整備の推進に当たって、大阪府・大阪市I R推進局が行う事務に関して設置しているアドバイザーをいう。   |
| 16  | 大阪メトロ       | 大阪市高速電気軌道株式会社をいう。   |
| 17  | 開業          | I R施設の営業の開始をいう。   |
| 18  | 外周道路        | 敷地Aの外周に大阪市が整備する公共道路をいう。   |
| 19  | 海上アクセス拠点    | 夢洲及びI R施設へのアクセス強化と送客施設の機能拡充の観点から、設置運営事業者又は大阪市等がI R区域北側水際線に整備する係留施設等をいう。                                 |
| 20  | カジノ管理委員会規則  | カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則（令和3年カジノ管理委員会規則第1号）をいう。  |
| 21  | カジノ行為区画     | 主としてカジノ行為を顧客との間で行い、又は顧客相互間で行わせるための区画をいう。  |
| 22  | 基本方針        | I R整備法第5条に基づき国土交通大臣が定めた特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針をいう。  |
| 23  | 区域整備計画      | I R整備法第9条第1項に規定するI R区域の整備に関する計画をいう。   |
| 24  | 区域内通路       | I R区域内に設置運営事業者が整備する通路をいう。   |
| 25  | 係留施設等       | 係留施設及び海上交通サポート施設を総称していう。  |
| 26  | 交通広場        | 新駅の駅前に、路線バス及びタクシーの受入施設として、大阪市が整備する予定の広場空間をいう。   |
| 27  | 事業期間        | 実施協定の発効日から、I R整備法第9条第11項に基づく区域整備計画の認定日の35年後の応当日の前日までの期間をいう。   |
| 28  | 事業条件        | 本事業等を実施する上での前提条件及び制約事項並びにI R事業者が本事業等を実施する上で充足又は適合していなければならない条件、基準及び要件をいう。                               |

| NO. | 用語           | 定義   |
|-----|--------------|--|
| 29  | 事業用地         | 本事業の用に供するため、I R事業者に対して大阪市が貸付け等を行うI R予定区域の土地（敷地A及びB）、臨港緑地（敷地C）及びI R区域拡張予定地（敷地D）を総称している。                             |
| 30  | 事業用定期借地権設定契約 | 借地借家法（平成3年法律第90号）第23条に基づく事業用定期借地権設定契約をいう。  |
| 31  | 実施協定         | I R整備法第13条に基づき、国土交通大臣による区域整備計画の認定を受けた後に、認定都道府県等と認定設置運営事業者の間で締結する協定をいう。   |
| 32  | 実施方針         | I R整備法第6条に基づき、大阪府が2021年3月19日付けで策定・公表した「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備 実施方針」をいう。（修正等があった場合は、いずれも修正後の内容による。）                    |
| 33  | 上限設定制度       | I R事業者がカジノ施設利用約款に定める、カジノ施設において行う各カジノ行為について、賭金額の上限及び下限その他の賭金額の制限をいう。  |
| 34  | 新駅           | I R予定区域南東の外周道路の地下部分に、大阪市及び鉄道事業者において整備する予定の新駅をいう。（I R予定区域は、連絡通路を介して新駅と接続される。）                                       |
| 35  | 設置運営事業       | I R整備法第2条第3項に規定する設置運営事業をいう。  |
| 36  | 設置運営事業予定者    | 本事業を行おうとする民間事業者として、I R整備法第8条第1項に基づき、大阪府・市が公募により選定した者であり、発起人その他の設置運営事業者を設立しようとする者をいい、それが2以上の者からなる場合は、当該構成員全員の総称とする。 |
| 37  | 選定委員会        | 大阪府・市が、設置運営事業予定者の選定に当たり、客観的かつ公平な審査を行うとともに、専門的な見地からの意見を参考にするため設置する有識者等からなる「大阪府市IR事業者選定委員会」をいう。                      |
| 38  | 中核株主         | 合同会社日本MGMリゾート及びオリックス株式会社をいう。   |
| 39  | 中核施設         | 国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設及びカジノ施設を総称している。  |
| 40  | 提案審査書類       | 事業提案に係る審査書類をいう。  |
| 41  | 定款等          | コンプライアンス計画、企業行動規範及びカジノ事業に係るI R関係法令等に定める株主等に関する規制を踏まえた定款、内部規程、業務方法書、各種行為準則等を総称している。                                 |
| 42  | 展示会等         | 展示会及び見本市その他の催しをいう。   |
| 43  | 特定資金貸付業務     | I R整備法第2条第8項第2号ハに定める業務をいう。   |
| 44  | 入場料等         | I R整備法第176条乃至第178条に基づき、カジノ行為区画への入場の前に、入場者（本邦内に住居を有しない外国人を除く。）より徴収する入場料及び認定都道府県等入場料を総称している。                         |
| 45  | 認可主要株主       | I R整備法第2条第12項に規定するものをいう。   |
| 46  | 認定区域整備計画     | I R整備法第9条第11項に基づき、国土交通大臣の認定を受けた区域整備計画をいう。  |
| 47  | 万博           | 2025年5月から11月に開催される日本国際博覧会をいう。  |
| 48  | 附帯事業         | I R整備法第2条第3項第2号に定める事業をいう。  |
| 49  | 募集要項         | 大阪府・市が2019年12月24日に公表した大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業の募集に係る募集要項（修正等があった場合は、いずれも修正後の内容による。）をいう。                               |
| 50  | 本事業          | 大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業をいう。  |
| 51  | 本人確認         | I R整備法第70条第1項に定める確認をいう。  |
| 52  | 本人確認区画       | 本人確認をするための区画であり、カジノ施設への各入退場口及び滞留スペースを総称している。   |
| 53  | 来訪及び滞在寄与施設   | 中核施設と一体として設置され、及び運営され、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設をいう。  |
| 54  | 立体横断施設       | 敷地A及びBをつなぐものとして、外周道路の上空又は地下にI R事業者が整備する通路、人工地盤及び建築物等をいう。   |
| 55  | 利用制限措置対象者    | I R整備法第68条第1項第1号または第2号の措置によりカジノ行為区画への入場が制限される者をいう。   |
| 56  | 臨港緑地         | 港湾法第2条第5項に基づき臨港施設として位置付ける予定の土地であり、I R区域北側の水際線から33mの範囲（敷地C）をいう。   |